

六甲山上の土地利用のあり方について

六甲山で施設を設置する事業を行うには

公園事業

国立公園の利用のための施設、国立公園の管理上必要な施設

行為許可

公園事業としてではない施設を設置するという行為には許可が必要

開発（建築）許可

行為許可 → 六甲山は市街化調整区域であるため様々な規制がかかる
市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域



平成13年 六甲山地区における土地利用運用基準（六甲山同意）を設けた

六甲山での観光資源の有効な利用上必要であると認められる場合には、次の（1）、（2）の行為を許可できる。

- （1）既存建築物の用途の変更（**新設は不可**）
 - ①ホテル、旅館、保養所、個人山荘、ペンション、セミナーハウスなど
 - ②美術館、工房・アトリエ、体育館など
 - ③レストラン、飲食店（風営適正化法の許可を要する施設は除外）など
- （2）建築物の建替え（増築含む）、移転、共同化

※但し、自然公園法その他法令等に抵触しないものに限る。

新設は不可 について見直しを行いたい。

用途の例

用途の例		公園事業	行為許可 (六甲山同意)
店舗	レストラン、カフェ等の飲食店	可	可
	お土産ショップ	可	可
	コンビニ	可	可
宿泊施設	ホテル、旅館、ペンション、簡易宿所など	可	可
	会員制ホテル、企業保養所、個人山荘など	不可	可
その他	セミナーハウスなど	不可	可
	工房・アトリエ	不可	可
	美術館	不可	可
	体育館	不可	可